

高知県統計調査員の設置に関する規則をここに公布する。

○高知県統計調査員の設置に関する規則

(平成 21 年 3 月 27 日規則第 20 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日規則第 41 号

改正 平成 31 年 4 月 26 日規則第 26 号

改正 令和 7 年 5 月 23 日規則第 49 号

高知県統計調査員の設置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 14 条及び統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき設置する統計調査員に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第 2 条 統計調査員は、知事が任命するものとする。

(統計調査員証)

第 3 条 知事は、統計調査員に対し、統計法施行令第 4 条第 2 項の統計調査員の身分を示す証票として、別記様式による統計調査員証を発行するものとする。

2 統計調査員は、前項の統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県統計調査員設置に関する規則の廃止)

2 高知県統計調査員設置に関する規則(平成 12 年高知県規則第 131 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県統計調査員の設置に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県統計調査員の設置に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日規則第 26 号)

(施行期日)

1 この規則は平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県統計調査員の設置に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県統計調査員の設置に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（令和 7 年 5 月 23 日規則第 49 号）

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式(第 3 条関係)

統計調査員証

[別紙参照]

全部改正〔平成 24 年規則 41 号〕

一部改正〔平成 31 年規則 26 号〕

一部改正〔令和 7 年規則 49 号〕